

(様式5)

判断基準が法令の定めに言い尽くされている場合の当該法令の規定

審査基準（申請に対する処分関係）

		資料番号	7 0	担当課	薬務衛生課
法令名	農林水産物及び食品の輸出の促進に関する法律（厚生労働省所管の農林水産物及び食品に係るものに限る。）	根拠条項	1 5—2	許認可等の内容	輸出証明書の発行

（根拠規定）

○農林水産物及び食品の輸出の促進に関する法律（令和元年 11 月 27 日法律第 57 号）
（輸出証明書の発行）

第十五条 省略

2 都道府県知事又は保健所を設置する市若しくは特別区の長（以下「都道府県知事等」という。）は、輸出先国の政府機関から、輸入条件が定められている農林水産物又は食品について、都道府県知事等が輸出証明書を発行するよう求められている場合であって、当該農林水産物又は食品の輸出を行う事業者から申請があったときは、主務省令で定めるところにより、当該都道府県知事等が管轄する区域内において生産され、製造され、加工され、又は流通する農林水産物又は食品に係る輸出証明書を発行することができる。

3～4 省略

（その他）

○農林水産物及び食品の輸出証明書の発行等に関する手続規程（令和 2 年 4 月 1 日財務大臣・厚生労働大臣・農林水産大臣決定）

第 1 輸出証明書の発行に関する手続

2 都道府県知事等による輸出証明書の発行

（1）法第 15 条第 2 項の規定に基づき都道府県知事又は保健所を設置する市若しくは特別区の長（以下「都道府県知事等」という。）が行う輸出証明書の発行に関する手続は、農林水産物又は食品の種類ごとに、別表 2 の輸出証明書の発行の欄に掲げる別紙に定めるとおりとする。（主務省令第 5 条関係）